

平成23年度 警報等発令時の児童の登下校について

半田市教育委員会・半田市立亀崎小学校

1 「暴風警報」が、愛知県、または愛知県西部、または知多地域、または半田市に発令された場合

登校前	① 午前6時30分までに警報が解除	○平常通り登校	※道路・橋の破壊、及び浸水等で登校が危険な場合には、登校するには及ばない。
	② 午前6時30～午前11時までに警報が解除	○警報解除後、2時間後に授業開始	
	③ 午前11時以降に警報が解除、または引き続き解除されないとき	○臨時休校 (自宅で学習)	
登校後	① 安全に帰宅できると認めた場合	○通学路の安全確認後、状況を見て分団下校 ○分団の担当教師が引率	
	② 帰宅が困難と認めた場合	○安全が確保されるまで校内の安全な場所に避難	

状況によって安全を優先する意味から、児童を学校で保護する場合があります。

2 「大雨・洪水警報」または「大雪警報」が、愛知県、または愛知県西部、または知多地域、または半田市に発令された場合

登校前	○登校が危険と保護者が判断した場合	○登校を見合わせ、安全が確保されたら登校
登校後	○下校が危険と判断した場合	○安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機 ----- 気象情報や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることもある。

3 「雷注意報」が、愛知県、または愛知県西部、または知多地域、または半田市に発令された場合、または、雷が発生している場合

登校前	○登校が危険と保護者が判断した場合	○登校を見合わせ、安全が確保されたら登校
登校後	○下校が危険と判断した場合	○安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機

※登下校中、通学団班長・個人が危険と判断したら、近くの民家に避難させていただく。この場合学校へ連絡する。

4 東海地震注意情報が発表された場合

登校前	①注意情報が解除されるまで	○自宅待機とし、学校から連絡があるまで、臨時休業日解除の時間と登校の関係については「暴風警報」と同じ
登校後	①すべての教育活動を打ち切る	○学校で1次避難させ、保護者等の方に学校で直接引き渡し ○学校から連絡があるまで臨時休業日

5 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合

児童を学校で1次避難させ、保護者等の方に学校で直接引き渡し

6 その他

- (1) 登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ家族で話し合い、決めた場所に避難する。
- (2) 修学旅行等学校行事及び各種活動参加時の場合
 - ①出発前、解散後に発表された時には、状況に応じて対処する。
 - ②出発後に発表された時には、直ちに情報を集めて対処する。
- (3) 東海地震注意情報が発表された後、東海地震観測情報により安全であることが確認された場合は「暴風警報」の場合と同じ登下校とする。

7 「暴風警報」が、愛知県、または愛知県西部、または知多地域、または半田市に発令された場合の給食

- 午前6時30分までに解除された場合・・・給食実施
- 解除されて2時間後に登校し、午後の授業がある場合・・・弁当を持って登校
- 午前6時30分までに解除されない場合・・・給食中止